

令和8年1月21日

各 位

埼玉労働局労働基準部健康安全課長

### 伐木等作業における安全対策の徹底について

平素は労働安全衛生行政の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

伐木等作業の安全につきましては、労働安全衛生法令や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等に基づく安全対策を推進し、関係各位におかれてもご協力いただいているところです。

しかしながら、令和4年以降、埼玉労働局管内の伐木等作業に関連する労働災害は、増加の傾向にあり、作業者が伐倒木の下敷きとなって命を落とす等、悲惨な事故も後を絶たない状況にあります。

こうしたことから、当局では伐木等作業における安全対策の徹底を目的として、別添リーフレットを作成しました。

つきましては、貴機関における広報媒体等を通じて、関係者への周知啓発に御協力賜りますようお願い申し上げます。

なお同リーフレットは、埼玉労働局のホームページにも掲載しています。

<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/home.html>

担当窓口：

埼玉労働局労働基準部健康安全課

電話：048-600-6206

# 伐木等作業における安全対策

## を徹底しましょう

近年、埼玉労働局管内のチェーンソー及び立木等を起因物とした労働災害は増加傾向にあります。また死亡災害や重篤な障害を残す災害も後を絶たない状況にあり、**林業以外の業種でも重大な災害が発生しています。**

施設敷地内の庭木を伐倒する等、臨時の作業であっても、あらかじめ現場に応じた作業計画を検討し、安全対策に万全を期すようにしましょう。

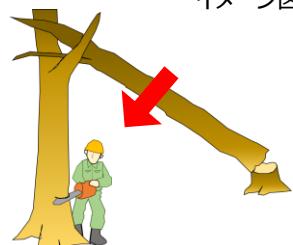
### 伐木等作業における死亡災害事例

#### かかり木の不適処理

| 事故の型 | 飛来・落下 |
|------|-------|
| 起因物  | 立木等   |

イメージ図

立木の伐木現場において、かかり木のかかられた木を伐倒したとき、かかり木が落下し、作業者に直撃した。

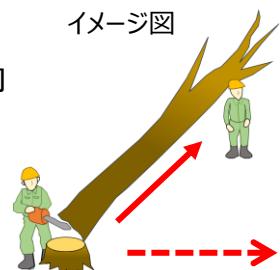


#### 立入禁止の不徹底

| 事故の型 | 飛来・落下 |
|------|-------|
| 起因物  | 立木等   |

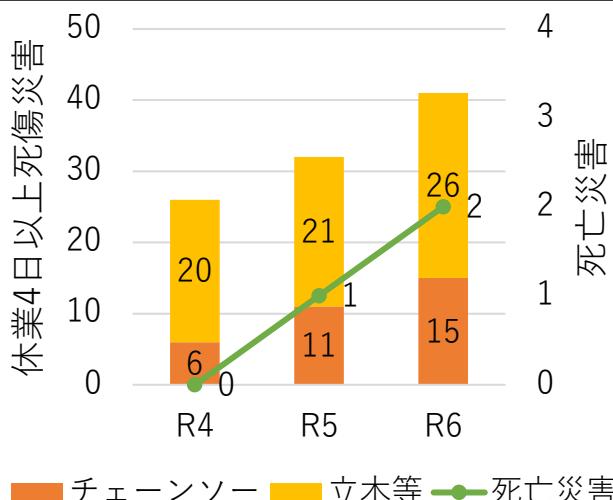
イメージ図

予定していた伐倒方向と異なる方向に倒れ、付近にいた作業員に伐倒木が直撃した。

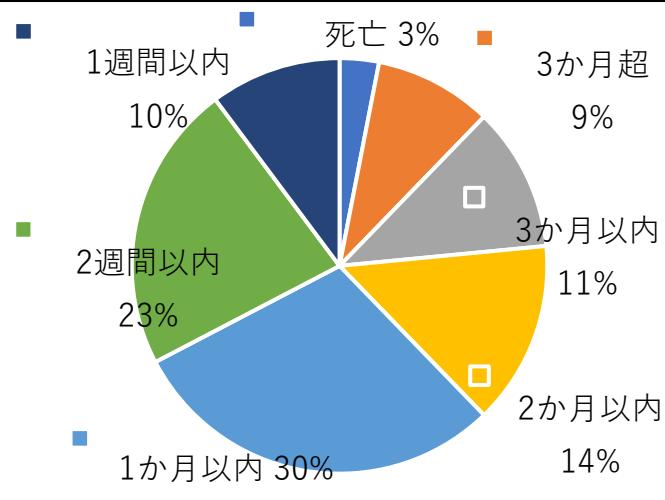


### 埼玉労働局管内における労働災害発生状況

#### チェーンソー及び立木等による労働災害発生数の推移



#### 令和3年～令和7年における立木等による労働災害の休業見込期間



※令和7年は速報値、労働者死傷病報告書をもとに集計

# チェーンソーを用いた伐倒作業のチェック事項

## ■ 特別教育の実施

- 労働者に、チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務を行わせる場合には、あらかじめ「伐木等の業務に係る特別教育」を行うとともに、立入禁止措置や保護具の着用等安全対策を適切に実施しましょう。

## ■ 作業方法等の確認

- 伐倒方向を確認し、あらかじめ退避場所を選定しましょう。
- 伐倒について、一定の合図を定め、関係作業者に周知しましょう。作業中は当該合図により、作業者の退避等安全が確保されていることを確認し合いましょう。
- かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除きましょう。また偏心木等伐倒が困難な立木は、十分な技能経験を有する者が行うようにしましょう。
- 伐倒しようとする立木の胸高直径が二十分センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口をつくり、かつ、適當な深さの追い口をつくりましょう。技術的な困難な場合を除き、受け口と追い口の間には、適當な幅の切り残しを確保しましょう。

## ■ かかり木の処理等

- かかり木が生じた場合には、放置せず、速やかに処理しましょう。速やかに処理することが困難である場合には、当該箇所を立入禁止としましょう。
- かかり木を処理する際は、元玉切り、浴びせ切り、かかられている木の伐倒等はさせず、かかり木処理器具等を用いて安全に作業を行いましょう。

## ■ 個人用保護具

- 物体の飛来又は落下による危険を防止するため、保護帽を着用しましょう。
- チェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、下肢の切削防止用保護衣を着用しましょう。

## ■ その他

- 強風、大雨、大雪等の悪天候で危険が予想されるときは、作業を中止しましょう。
- 蜂の活動期間においては、事前の巣の有無の調査、保護具の着用、応急用品の整備等をしましょう。

このほか「**チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン**」を参考にして、現場に応じた作業計画をたてましょう。

詳細情報は、厚生労働省HPをご確認ください。

